

熊本県職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第15号

熊本県職員の調整手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の調整手当に関する規則（昭和45年熊本県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。
別表中愛知県の項を削り、同表備考中「平成14年4月1日」を「平成15年4月1日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の熊本県職員の調整手当に関する規則別表（以下「改正前の規則別表」という。）に掲げられていた地域のうち、この規則による改正後の熊本県職員の調整手当に関する規則別表に掲げられないこととなった地域に在勤していた職員については、改正前の規則別表は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第16号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表中「保健環境科学研究所」を削る。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。
別表第1小学校菊池教育事務所の項を削り、同表小学校阿蘇教育事務所の項へき地学校4級の欄中「内牧小学校深葉分校」を削り、同表小学校八代教育事務所の項へき地学校1級の欄中「鮎尾小学校責分校」を「種山小学校内之木場分校」に、同表小学校八代教育事務所の項へき地学校2級の欄中「中津道小学校市之俣分校」を「河俣小学校坂より上分校」に改め、同表小学校球磨教育事務所の項へき地学校2級の欄中「上村小学校皆越分校」を「上小学校皆越分校」に改め、同表小学校天草教育事務所の項へき地学校1級の欄中「木場小学校」を「福連木小学校」に改める。

福連木小学校

別表第2中学校球磨教育事務所の項中「相良北中学校」を削り、同表学校給食法第5条の2に規定する施設球磨教育事務所の項中「相良村北地区学校給食共同調理場」を削る。
別表第3小学校阿蘇教育事務所の項中「上色見小学校 菅尾小学校」を「菅尾小学校」に改める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成15年3月26日

熊本県人事委員会委員長 松尾隆樹

熊本県人事委員会訓令第1号

熊本県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県人事委員会事務局処務規程（昭和58年熊本県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 5 職員の給与その他の勤務条件に関する事務の項事務局長の専決事項の欄中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、同欄第2項中「初任給等基準規則」を「初任給規則」に改め、同項を同欄第3項とし、同欄第1項中「熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号。次項において「初任給等基準規則」という。）」を「初任給規則」に改め、同項を同